

沖縄県離島医療組合議会情報セキュリティ基本方針

情報通信技術の発展に伴い、本議会においても業務の効率化や住民サービスの向上に向け、多くの業務で情報システムを活用し、重要な情報を日々取り扱っています。

離島医療という極めて公共性の高い責務を担う本議会が、安全かつ安定した議会活動を継続し、住民の信頼に応えるためには、情報資産をあらゆる脅威から保護することが極めて重要です。

このため、本議会は、保有する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を整備し、情報セキュリティの確保と水準の向上に積極的に取り組むことをここに宣言します。

- 1 情報セキュリティ対策に取り組むための体制を確立します。
- 2 情報セキュリティ対策を実行するための対策基準等を策定します。
- 3 本県議会の保有する情報資産を適正に管理します。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識し、当該対策を適正に実施するために議員及び議会事務局職員等に対して啓発及び周知に努めます。
- 5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検等を通して、定期的に 対策の見直しを実施します。
- 6 議員及び議会事務局職員等は、情報セキュリティの重要性について 共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針 及び情報セキュリティ対策基準等を遵守します。

令和8年4月1日 沖縄県離島医療組合議会議長